

# 札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱

〔平成21年3月31日〕  
保健福祉部長決裁

## 1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づき、指定介護保険事業者（以下「事業者」という。）から介護サービス提供中等に発生した事故について速やかに札幌市に報告が行われ、再発防止に資することを目的とする。

## 2 報告を求める事故等

### (1) 事業者及び役職員に関するもの

- ア 不適切な会計処理
- イ 不法行為等

### (2) 利用者処遇等に関するもの

- ア 虐待等の不適切な処遇

イ 利用者の無断外出・行方不明

ウ サービス利用中の事故

(ア) 誤飲、誤食、誤嚥、骨折、打撲、裂傷、誤薬等については、医療機関に受診したもの

(イ) 死亡事故（病気によるものを除く。）受診など送迎中の事故、利用者の単独外出での事故（医療機関に受診したもの）等

(3) その他

ア 事件報道が行われた場合

イ その他必要と認められる場合

### 3 報告対象者

札幌市内に所在する介護保険施設及び介護保険事業所

### 4 報告事項等

(1) 報告

事業者は、2に定める事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、札幌市に報告を行うものとする。

(2) 報告事項

事業者は、別表に定めるところにより、札幌市に報告を行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

	報告対象事業	報告事項	提出書類
	<p>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>(1) 事故等が発生した施設(種別、名称、所在地)            (2) 事故等の分類            (3) 事故等の発生日時・場所            (4) 被害者等の状況            (5) 当該事故関係者の状況(虐待等の不適切な処遇に関する報告の際に記載すること。)            (6) 事故等の概要(発生原因、状況等)            (7) 施設の対応(医療機関への受診、家族等への報告、損害賠償等、今後)            (8) 再発防止策(今後発生しうる類似例に対する再発防止策を具体的に記載すること。)</p>	<p>(1) 事故等発生状況報告書(参考:様式1)            (2) 添付書類            ・ 施設サービス計画            ・ 施設内事故報告書            ・ その他(必要に応じて看護・介護記録抜粋、事故防止検討委員会記録等)</p>
	<p>指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)</p>	<p>(1) 事故等が発生した事業所(種別、名称、所在地)            (2) 事故等の分類            (3) 事故等の発生日時・場所            (4) 被害者等の状況            (5) 当該事故関係者の状況(虐待等の不適切な処遇に関する報告の際に記載すること。)            (6) 事故等の概要(発生原因、状況等)            (7) 事業所の対応(医療機関への受診、家族等への報告、損害賠償等、今後)            (8) 再発防止策(今後発生しうる類似例に対する再発防止策を具体的に記載すること。)</p>	<p>(1) 事故等発生状況報告書(参考:様式1)            (2) 添付書類            ・ 介護計画            ・ 事業所内事故報告書            ・ 介護記録            ・ 管理日誌・業務日誌</p>
	<p>、 以外の事業</p>	<p>(1) 事故等が発生した施設・事業所(種別、名称、所在地)            (2) 事故等の分類            (3) 事故等の発生日時・場所            (4) 事故等の概要(発生原因、状況等)            (5) その他(施設・事業所の対応、再発防止策等)</p>	<p>(1) 事故等発生状況報告書(参考:様式2)            (2) 添付書類(必要に応じて)            ・ 居宅サービス計画            ・ 事業所内事故報告書</p>